

駒ヶ根市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン

令和6年4月1日

駒ヶ根市 生活環境課

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、駒ヶ根市内において事業者が太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理を行うために、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（以下、「県太陽光条例」という。）に加えて遵守すべき事項を示すことにより、市民の安全と安心を確保し、良好な環境を維持することを目的としています。

2 対象

本ガイドラインは、県太陽光条例第2条で規定する太陽光発電施設のうち、市内に設置するものを対象とします。

なお、県太陽光条例第2条に規定する太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が10キロワット以上のもの（増設により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）をいいます。

3 遵守を必要とする県太陽光条例以外の条例等

- (1) 駒ヶ根市太陽光発電事業の適正な実施に関する要綱（以下、「市太陽光要綱」という。）」
- (2) 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）〔資源エネルギー庁〕
- (3) 説明会及び事前周知措置実施ガイドライン〔資源エネルギー庁〕
- (4) 太陽光発電の環境配慮ガイドライン〔環境省〕
- (5) 地上への太陽光発電設備設置に関わる説明会等の手引き〔駒ヶ根市〕

4 その他関係法令等の遵守

事業者の責任において、3に示した条例等以外の事業に必要な関係法令等の規定を確認し、それらを所管する機関等との協議や手続きを行ってください。

5 県太陽光条例に基づく許可申請及び届出

事業者は、県太陽光条例に規定する事項を遵守し、諸手続きを行ってください。

6 駒ヶ根市における届出等

- (1) 市太陽光要綱に基づく届出及び協定書又は合意書の締結（市太陽光要綱第5条）

事業者は、事業区域の面積が500㎡を超える太陽光発電事業を行う場合には、県太陽光条例に基づく事業基本計画書の提出と同時に、市太陽光要綱第3条に規定する「駒ヶ根市太陽光発電事業計画新規届出書（様式第1号（第3条関係））（以下、「新規届出書」という。）」を市に提出してください。

また、事業区域に隣接する区又は自治組合から協定書又は合意書の締結について求めがあった場合には、これを締結し、県太陽光条例第14条の許可の申請又は同条例第24条の届出と同時に、新規届出書の添付書類として、その写を市に提出してください。

(2) 市太陽光要綱に基づく変更の届出（市太陽光要綱第6条）

事業者は、県太陽光条例第21条による変更の許可の申請を行う場合又は同条例第26条による届出内容の変更の届出を行う場合には、「駒ヶ根市太陽光発電事業計画変更届出書（様式第1号（第6条関係）」を市に提出してください。

(3) 駒ヶ根市宅地開発等指導要綱等に準ずる排水対策等（市太陽光要綱第4条）

事業者は、事業区域の面積が1,000平方メートルを超える太陽光発電事業を行おうとする場合には、駒ヶ根市宅地開発等指導要綱（令和5年告示第105号）第12条に規定する駒ヶ根市宅地開発指導基準に準ずる排水対策及び造成対策を講じるものとし、排水計画及び造成計画に関する書類を新規届出書に添付してください。また、県太陽光条例第21条による変更の許可、または条例第26条による届出内容の変更により、事業区域の面積が1,000㎡を超える計画となった場合にも同様としますので、事業の計画を立てる際には、慎重な検討を行ってください。

なお、県太陽光条例において遵守すべき基準等が適用される場合については、前段の排水対策等に加え、これを満たす計画としてください。

(4) 景観行為の届出

事業者は、事業区域の面積が500㎡を超える太陽光発電事業を行おうとする場合には、景観法施行規則第1条第1項及び駒ヶ根市景観条例第11条第2項に規定する届出書を工事着工の30日前までに提出してください。